

後発医薬品(ジェネリック医薬品) の使用促進について

当院では、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。また、院外処方箋において一般名で処方することを積極的に行っております。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

～参考～ 厚生労働省のHP より

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

後発医薬品を普及させることは、医療の質を保ちつつ患者負担の軽減や医療費の効率化を図ることができ、医療保険財政の改善に資することから、2007(平成 19)年に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」、2013(平成 25)年に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を作成し、後発医薬品の数量シェアについて目標を定め、後発医薬品の使用を進めてきました。その結果、後発医薬品がある医薬品における使用数量では約8割と、国民の健康・生命を守る医療の重要な基盤として成長しました。

一方で、その基盤を支える後発医薬品産業が未だ品質や安定供給の観点から脆弱性を抱えていることが明らかとなっていることを踏まえ、2024(令和6)年、「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」として改訂し、数値目標(※1)に向けた取組を進めることとしました。

また、バイオ後続品(バイオシミラー)は、先行バイオ医薬品(※2)と同じ効能・効果、用法・用量で使える(=同等/同質である)ことを検証している医薬品であり、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

バイオ後続品を普及させることは、後発医薬品と同様、医療の質を保ちつつ医療保険財政の改善に資する一方で、バイオ後続品はその特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等が後発医薬品とは大きく異なるため、「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」を別途策定し、数値目標に向けた取組を進めることとしました。

厚生労働省は、目標の実現に向け、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進のための施策に取り組んでいます。



独立行政法人地域医療機能推進機構
福井勝山総合病院

患者さんへお願い

◇当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

◇当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

◇なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

◇ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

